

鳥取県国際交流員（中国・韓国）募集案内

1 目 的

鳥取県の国際交流事業の企画・立案、翻訳・通訳業務に携わり、県レベルの国際交流の推進を図るとともに、地域住民との交流を通じて地域の国際化に資するため、国際交流員（中国・韓国）を募集します。

2 募集人員

職 種	主 な 職 務 内 容	採用人数
国際交流員 (非常勤職員)	① 県の国際交流関係業務の補助(企画立案、通訳、翻訳等) ② 地方公共団体職員、地域住民に対する語学指導への協力 ③ 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 ④ 県民の異文化理解のための交流活動等への協力 等	2名 〔中国1名 韓国1名〕

※国際交流員（中国）及び国際交流員（韓国）の両方を受験することはできません。

3 採用予定時期

区 分	採用時期（予定）
国際交流員（中国）	平成25年4月 1日（月）
国際交流員（韓国）	平成25年4月10日（水）

4 任用期間

区 分	任用期間（予定）
国際交流員（中国）	平成25年4月 1日～平成26年3月31日
国際交流員（韓国）	平成25年4月10日～平成26年3月31日

- * 国際交流員としての能力や勤務成績等が優秀と認められる場合、任用期間の更新(年度更新)が可能です。
- * 予算成立等の状況によっては、採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。

5 勤務条件

(1) 給 与

- ・報酬(月額) 280,000円
※ 採用前の職務歴によっては加算される場合があります。
- ・各種手当(扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・時間外勤務手当・退職手当)は支給されません。
※ 県指定の賃貸住宅に居住する場合には、家賃の一部を県が負担します。
※ 時間外勤務を行った場合には、代休を取得することができます。

(2) 勤務条件

- ・勤務時間 月曜日～金曜日 8:30～16:30 (休憩時間 12:00～13:00)
- ・休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ・休 暇 年次有給休暇(20日)、特別休暇等
※その他勤務条件の詳細については、鳥取県国際交流員任用規則に定めるところによります。

(3) 勤務地

区 分	勤務地
国際交流員（中国）	鳥取県庁
国際交流員（韓国）	鳥取県庁又は西部総合事務所

(4) 福 利

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
- ・条例に基づく公務災害補償制度があります。

6 受験資格

①年齢、性別、国籍を問いません。

日本国籍を有しない人(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者は除く)は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意すること

②知事等の外国賓客との面談や国際会議・レセプション等の通訳、鳥取県の観光PRや特産品の商談会等の通訳、外国語刊行物等の編集・翻訳・監修等を行うために必要な次のア、イの日本語及び中国語又は韓国語の能力を有すること

ア) [国際交流員(中国)]

中国語能力 … 中国語を母国語とする者又はそれと同等の能力を持つ者(中国語検定試験1級(一般財団法人日本中国語検定協会主催)合格者、HSK(新漢語水平考試)6級(中国国家漢語水平考試委員会主催)合格者等)

[国際交流員(韓国)]

韓国語能力 … 韓国語を母国語とする者又はそれと同等の能力を持つ者(ハングル能力検定試験1級(NPO法人ハングル能力検定協会主催)合格者、韓国語能力試験6級(財団法人韓国教育財団主催)合格者等)

イ) [国際交流員(中国・韓国)共通]

日本語能力 … 日本語能力試験N1(公益財団法人日本国際教育支援協会主催)合格者又はこれに相当する日本語能力を有する人

③大卒又は大卒程度の学力を有する者

④マイクロソフトのワード、エクセル、パワーポイントを利用できる者

⑤地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 募集期間

平成25年1月11日(金)～2月4日(月)

○ 郵送又は持参により提出してください。

※ 郵送による場合は、**平成25年2月4日(月) 17:15必着**とします。

※ 持参による場合の受付時間は、平日の8:30～17:15です。

○ 封筒の表に「国際交流員採用試験受験申込書類在中」と朱書きしてください。

○ 一度提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

8 提出書類

① 受験申込書(受験申込書・受験票ともに記入のこと)

② 履歴書(市販のものに必要事項を記入し、写真(受験票貼付のものと同じ)を貼付)

③ 中国語・韓国語又は日本語能力のレベルを証明する書類(コピー可)

④ 日本語による自己PR文(国際交流活動の実績、国際交流への思い等、日本語で800字程度の内容のもの)

⑤ 受験票返信用封筒(定形封筒の表に受験票の送付先を明記するとともに、「受験票在中」と朱書きし、80円分の切手を貼ったもの。)

※ 書類が中国語又は韓国語で作成されている場合には、すべてに日本語訳を添付してください。

※ 記載事項に虚偽などの不正がある場合は受験が無効となります。また、記載事項に不備があった場合には、書類を受け付けできないことがありますので、ご注意ください。

※ この他、選考のために必要と認められる書類の提出を追加で求める場合があります。

9 採用試験

(1) 試験日・試験会場

①試験日

区分	試験日
国際交流員（中国）	平成25年2月10日（日）
国際交流員（韓国）	平成25年2月11日（月・祝）

②試験会場

- ・鳥取県生涯学習センター 県民ふれあい会館 4階（中研修室2ほか）
（鳥取市扇町21番地 電話0857-21-2266（代表））

③試験開始時間 10:00（受付 9:30～10:00）

〔	筆記試験（翻訳）	10:15～11:15（60分）
	面接試験	12:00～

(2) 試験内容

科目	配点	内容
筆記試験（翻訳）	100点	中国語又は韓国語・日本語の一般的な例文の翻訳試験
面接試験	200点	人物や語学力（通訳能力）についての個別面接試験

※ 翻訳の例文は試験当日に発表します。

(3) 合格者の決定方法

筆記試験（翻訳）、面接試験の得点の合計が高い順に決定します。

(4) 試験結果の発表

試験結果については、平成25年2月20日（水）に受験者全員へ発送します。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

○電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が直接開示場所へおいでください。

○その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人 （受験者が未成年の場合 には法定代理人も可）	試験の合否、総合得点、順位、試験 種目ごとの得点	試験結果の通知日 から1ヵ月	鳥取県文化観光局 交流推進課 （県庁本庁舎6階）

11 試験に関する注意事項

(1) 試験当日は、試験開始時刻（10:00）までに受付の上、試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）

(2) 受験の際は、受験票及び筆記用具（HBまたはBの鉛筆、消しゴム）を必ず持参してください。

(3) 昼食は各自でご準備ください。

12 その他

(1) 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果の発送及び採用手続き以外には利用しません。

(2) 受験申込先・問合せ先

鳥取県文化観光局交流推進課 東アジア交流担当・韓国交流担当

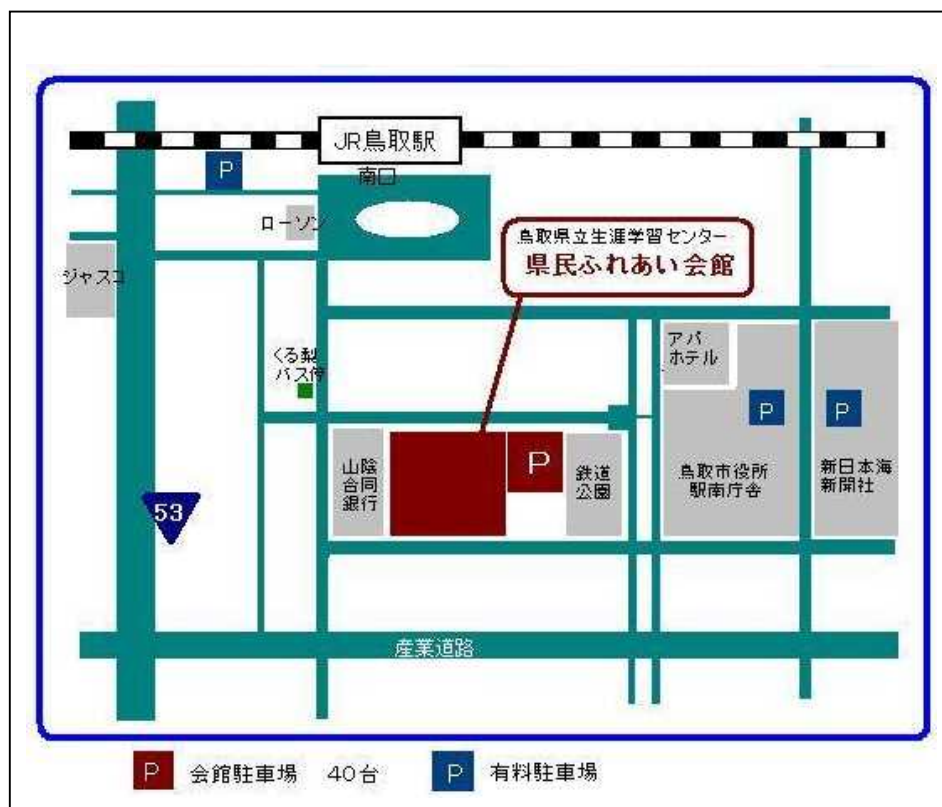
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7122 (東アジア)・7842 (韓国) [受付時間 平日8:30~17:15]

ファクシム 0857-26-2164

電子メール kouryusuishin@pref.tottori.jp

【試験会場案内図】



※JR鳥取駅南口より徒歩3分